

# 平成24年4月から65歳以上の方の 保険料が変わります

南部町では、第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）を策定し、平成24年度から平成26年度までの65歳以上の方の介護保険料を改定いたしました。

介護保険事業計画では、65歳以上の人口、要介護認定率等から今後の介護保険サービスの利用料を推計し、町で必要な介護保険サービスの総費用を算出します。算出された必要な介護保険サービスの総費用を基に介護保険の「基準額」を決定します。介護保険料は、「基準額」を中心に所得に応じて6段階の保険料に分かれ、本町の平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料基準額（年額）は、59,760円になりました。

介護保険サービスの利用量の増加に伴い給付費や地域支援事業費等の費用額が年々上昇傾向となっています。

私たちの暮らしを支える介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して生活が出来るようにお互いに支え合っていく制度です。65歳以上の方が納める保険料は、制度運営に欠かせない大切な財源です。制度の健全な運営のために皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 南部町の介護保険サービス総費用額の推移

第3期 (18～20年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	694,900千円	734,683千円	755,899千円
第4期 (21～23年度)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	827,503千円	858,919千円	901,682千円（見込額）
第5期 (24～26年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	972,881千円（見込額）	1,025,620千円（見込額）	1,076,758千円（見込額）

## 基準額の決まり方

$$\text{南部町で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分21\%} \div \text{南部町に住ぶ65歳以上の方の人数} = \text{南部町の基準額}$$

南部町の平成24年度～26年度の保険料の <b>基準額 4,980円</b> （月額）			
所得段階	対象になる方	月額	年額
第1段階	生活保護受給者。 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	2,490円	29,880円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2,490円	29,880円 (基準額×0.5)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で第2段階に該当しない方	3,735円	44,820円 (基準額×0.75)
第4段階 (特例)	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額・合計所得金額)が80万円以下の方	4,483円	53,790円 (基準額×0.9)
第4段階	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額・合計所得金額)が80万円を超える方	<b>4,980円</b>	<b>59,760円</b> (基準額)
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	6,225円	74,700円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	7,470円	89,640円 (基準額×1.5)

お問合せ 福祉保健課 ☎ 64 - 4836

